

再有効化申請並びにその他について

決められた有効期間（2024年の1か年）において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。（更新講習会の未受講者）

同様に、全柔連登録に不備があった場合は、指導員資格が有効でない状態になります。

そうした場合は、翌年度に限り更新講習会を受講し、再有効申請を行えば、指導員資格は有効な状態になります。

再有効化に関わる講習会は、更新講習会で取り扱います。

必ず、担当者（濱岡、佐々尾）まで、相談のうえ、申し込んでください。

ただし、全柔連登録がなされていない場合は、その対象となりません。

その他

- (1) 「学校顧問特例資格制度」について、
*取扱要領については、高体連及び中体連の委員長、もしくは総括する教育普及委員会か登録部長に確認し、指示に従ってください。
- (2) 令和6年度における指導員資格に係る関係の講習会すべては、別途（地区連絡及び県柔連HP掲載）要項等により確認して、所定の申込用紙にて期限までに申込む。
- (3) 指導員養成及び更新（再有効化）に係るすべての問い合わせは、教育普及委員会（濱岡、佐々尾）までお願いします。
- (4) 注意事項
 - ① コンプライアンス講習は、審判員ライセンス所持者も必須となっており、指導者または審判員のコンプライアンス講習のどちらかを受講でどちらの資格も更新となる。
 - ② 審判ルールについては、審判員ライセンス所持者は、審判員更新講習会を受講すると指導者資格講習会の審判ルール講習が免除となる。
 - ③ 指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る**自己責任を原則**として行いますので、管理、運用は、個人の責任によってお願いします。

*問合せ先

- ①濱岡繁人 090-4692-2889
- ②佐々尾義明 090-7972-4748